

2025（令和7）年度
前期

神戸大学大学院法学研究科
実務法律専攻

法科大学院科目等履修生
募 集 要 項

神戸大学大学院法学研究科

2025（令和7）年度 前期 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻 法科大学院科目等履修生募集要項

本研究科において、下記の科目を履修研究することを志願し、法曹資格等を有する者があるときは選考の上、科目等履修生として入学を許可することがあります。

開 講 期 間 2025年4月1日（火）から2025年8月8日（金）
（授業スケジュールについては、ウェブサイトの授業カレンダーを参照。）

履修できる科目	単位数
租税法 I	2
著作権法	2
社会保障法	2
労働法 I	2

1 出 願 資 格

次の各号のいずれかに該当する者で、法曹資格等を有するもの^{注1)}

- [1] 大学を卒業した者
- [2] 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者^{注2)}
- [3] 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- [4] 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- [5] 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- [6] 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- [7] 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- [8] 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）^{注3)}
- [9] 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの^{注4)}
- [10] 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者で、2025年3月31日までに22歳に達しているもの^{注5)}
- [11] 次の要件のいずれかに該当する者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
 1. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 2. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

*[9],[10]又は[11]により出願しようとする者は、2025年1月6日（月）までに本研究科教務係に問い合わせてください。

注1) ①判事、判事補、検事又は弁護士の職に現にある者及びあった者
②司法試験に合格し、司法修習を終了した者又は終了見込みの者
③その他①②に準じ、一定の経験等を有する者

(司法書士については簡裁訴訟代理等能力認定審査で認定された者、弁理士については特定侵害訴訟代理業務試験に合格した者をもって①②に準じると判断します。)

③により出願しようとする者は、2025年1月6日(月)までに本研究科教務グループにお問い合わせください。

注2) 上記[2]は、大学改革支援・学位授与機構(旧 学位授与機構及び大学評価・学位授与機構)から学士の学位を授与された者を示します。

注3) 上記[8]は、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者を示します。

注4) 上記[9]は、大学院に早期入学した者を示します。

注5) 上記[10]は、短期大学・高等専門学校 of 卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本校・外国人学校の卒業者等、大学卒業資格を有していない者を対象としています。

2 選考方法

選考は、書類審査及び面接により行います。なお、面接を免除する場合があります。

3 出願期間

2025年1月7日(火)～2025年1月24日(金) (17時必着)

出願書類の受付は郵送(簡易書留)のみとします。

4 出願方法

下記の書類を角形2号封筒に入れて、神戸大学大学院法学研究科教務グループあて「書留郵便」で郵送してください。なお、封筒に「法学研究科科目等履修生入学願書在中」と朱書きしてください。

また、履修を希望する科目の担当教員には、可能な限り、履修について事前に承認を得てください。

担当教員への連絡については、法学研究科教務グループへ電子メールにてお問い合わせください。

- | | |
|---|---|
| (1) 入学願書・履歴書 | (本研究科所定用紙) |
| (2) 卒業証明書 | 出身大学の長(学長又は学部長)が作成したもの |
| (3) 成績証明書 | 出身大学の長(学長又は学部長)が作成したもの |
| (4) 受験票及び写真票 | (本研究科所定用紙) |
| (5) 写真 | 出願前3か月以内に撮影したものを入学願書、受験票及び写真票の所定の欄に貼ってください。(上半身、脱帽、正面、縦4cm・横3cm) |
| (6) 受験票送付用封筒 | (本研究科所定の封筒に住所、氏名、郵便番号を明記し、返信用郵便切手410円分を貼ってください。) |
| (7) あて名ラベル | (本研究科所定の用紙に住所、氏名、郵便番号を明記したもの) |
| (8) 検定料 | 9,800円
別紙「検定料の納付について」をよく読み、最寄りの郵便局で、本研究科所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙により検定料9,800円を納付し(手数料は別途負担)、払込証明書を入学願書の所定の欄に貼ってください。 |
| (9) 法曹資格等を証明する書類 | |
| (10) 外国人で日本に入学している者は、住民票(国籍・在留資格等が記載されたもの)又はパスポートのコピー | |

※各種証明書が英語以外の外国語で作成されている場合は、日本語訳を添付してください。

※一度受理した出願書類(証明書を含む)は、いかなる理由があっても返却しません。

【出願書類の送付先】

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学大学院法学研究科 教務グループ

5 面接期日及び時間

2025年2月中旬予定

6 試験場

神戸市灘区六甲台町 2-1 神戸大学六甲台キャンパス（詳細は受験票送付時に案内します。）

（阪神御影駅，JR 六甲道駅又は阪急六甲駅下車後，神戸市バス 36 系統「鶴甲団地」行き乗車，神大正門前下車。）

7 合格者発表

2025 年 3 月 7 日（金）志願者全員に対して郵便で通知します。

電話による照会には応じません。

8 その他

（1）入学料 28,200 円 [2024 年度実績]

（2）授業料 1 単位 14,800 円（2 単位科目：29,600 円）[2024 年度実績]

出願時に取得した個人情報の取り扱いについて

(1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を順守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取扱います。

(2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜（出願処理，選抜実施），合格発表，入学手続業務及び今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。

(3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ入学後の学生支援関係（健康管理，授業料免除及び奨学金申請等），修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。

(4) 一部の業務を本学より委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあります。業務委託にあたっては、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部を守秘義務を課したうえで提供します。

《 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置 》

麻しん、風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん、風しんの流行を防止するため、全ての新生生に次の①，②，③のいずれかを提出していただいています。

① 麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて 2 回ずつ受けたことを証明する書類

② 過去 5 年以内（2020 年 4 月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて 1 回ずつ受けたことを証明する書類

③ 過去 5 年以内（2020 年 4 月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が、「麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価（次頁の表参照）を有していること」を証明する書類

* ①，② のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MR ワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。

* ①，② では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書その他、2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで実施された MR ワクチンの第 3 期予防接種（中学校 1 年生に相当する年齢時）や第 4 期予防接種（高校 3 年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。

第 3 期・第 4 期予防接種の「予防接種済証」は ① の 1 回分として使用できます。

* 母子手帳も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば ①，② の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで、診断根拠として確実な検査結果などが

- 記載されていない場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。
- * ③では、下表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①か②を提出してください。
 - * ①、②、③の書類の組み合わせ、例えば麻疹については①、風しんについては③を提出してもかまいません。
 - * 麻疹、風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。
 - * 上記のいずれの書類も入学試験の合否判定に用いるものではありません。

提出期限：4月入学者は新入生健康診断実施日、10月入学者は10月入学者健康診断実施日

提出先：保健管理センター

麻疹と風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区分	測定方法	判定基準	備考
麻疹	IgG-EIA法	8.0以上の陽性	3つの測定方法のうち、いずれかで陽性
	PA法	128倍以上の陽性	
	NT法	4倍以上の陽性	
風しん	HI法	32倍以上の陽性	2つの測定方法のうち、いずれかで陽性（HI法を推奨）
	IgG-EIA法	8.0以上の陽性	

血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。

- * 医療機関を受診する際には、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。（特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認してもらってください。）

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

神戸大学大学院法学研究科

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学 大学院法学研究科 教務グループ

TEL (078)803-7234 FAX (078)803-7292

E-mail: law-kyomu-ls@office.kobe-u.ac.jp

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/LawSchool/index.html>